平成25年度(第6回)

串本町農業委員会定例会会議録

平成25年9月10日(火)

第6回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成25年9月10日(火)午後1時30分~

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招集者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議事

第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

出席委員

1番 赤埴満夫 2番 岩谷吉啓 3番 岡田嘉治 4番 尾鷲壽夫

6番 吉川きり子 7番 小山喜行 8番 坂田莞爾 10番 地當博巳

11番 芝崎憲年 12番 杉本正幸 13番 鈴木利朗 14番 竹田敏明

15番 角 是明 16番 中峰 聖 17番 中村省一 18番 西 謙譲

19番 西 豊 21番 平崎茂樹 22番 吉井孝夫

欠席者

9番 阪田洋好 20番 東地寧司

出席した職員

森嶋・松山

議 長 皆さんこんにちは。一旦涼しくなりましたが、最近また暑い日が続いております。久しぶりにオリンピックが2020年に東京で開催されるということで、景気が少しでも上向いてくれることを期待しております。TPPの方は、全く何も聞こえてきておりません。

それではただいまから、平成25年度第6回串本町農業委員会定例会を 始めます。

本日欠席届の出ている委員は、9番阪田洋好委員であります。本日の会議録署名委員は、19番の西委員、21番の平崎委員を指名します。本日の議案は4件となっております、どうぞよろしくお願いします。

それでは早速議題に入ります。議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

西 委 員 19番、西です。

議 長 19番、西委員。

西 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに 現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませ んか。

坂田委員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 転用面積は75㎡となっていますが、残りはどうなるんでしょうか? 分筆はされてないんですか。

議 長 事務局。

事 務 局

分筆はしておりません。あくまで1つの732㎡という土地の中で、75㎡にパネルを置くのでその面積のみ転用をするということです。残地につきましては、今まで通り耕作を続けます。現地調査を行った時にも確認をしましたが、本人が現在も大根やその他野菜を耕作しておりました。

配置計画図も提出されており、その配置計画に基づいて許可後は転用することになりますが、本人の意向としても出来るだけ少ない面積で効率よくパネルを配置して、残地で今まで通り耕作したいということでした。

議 長 2番、岩谷委員。

岩 谷 委 員 分筆をしなくても、732㎡のうち75㎡だけ転用ということはできるんですか。

事務局 県の方にも確認しましたが、大丈夫ということです。5条申請で所有権の移転を伴うということになれば原則分筆しないといけないんですが、今回は4条申請で所有権の移転はありませんし、残地で引き続き営農を続けたいという本人の意向もありましたので、分筆せずに今回はこういった形の申請となっております。以前にもNTTの電波塔であったりとか、同じような形の転用申請も事例がございます。

議 長 7番、小山委員。

小山委員 太陽光に関連してちょっと聞きたいんですが、太陽光パネルの設置の 仕方で、地面がそのままのところとコンクリを全てはっているところが ありますが、あれはどういうことですか。コンクリを全てはるのであれ ば、もう農地ではなくなるね。

事務局 パネルを置く際には、その下というのは支柱で支えますので、別に全てコンクリをはる必要というのは必ずしもないと思います。おそらくですが、管理面の問題で、コンクリをはってしまえば雑草等も生えませんので、雑草が生えて日陰にならないように管理する必要がないので、そのようにしているんだと思います。今回の申請につきましては、残地を多く残してできるだけ耕作したいということでしたので、必要最小限のパネルの面積ということでこのような申請になっております。

小山委員 ケースバイケースということですね。

事務局 そうですね。

議 長 他に質疑ありませんか。

無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りをします。本については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。

次にまいります。議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

尾鷲委員 4番、尾鷲です。

議 長 4番、尾鷲委員。

尾 鷲 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに 現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませ んか。

坂田委員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 今回は採草放牧地ということで、申請が出ています。採草放牧地という のは、畜産のために種さえまけばもう採草地だと、いうことになってしまう わけです。井本さんの農家としての形態というのはどうなんでしょうか。自 分ところの牛のために考えているのか、放牧といっても囲いもしないといけないでしょうし。その辺どうなっているんでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 井本さんは現在牛を2頭飼っておられます。2頭とも母牛で、今後子牛を繁殖させていって本格的に畜産業をされるように聞いております。放牧地としての利用は、おっしゃられるように囲いも必要ですし、まず牛をそこまで連れていかないといけませんが、山の上の土地であったり、とびとびになっていたりと、実際は難しい面があると思います。基本的には牛の餌となる牧草を植えるということで、採草地ということの利用であるというふうに聞いております。井本さんの家の奥に牛舎があるんですが、現在奥向いて牛舎を広げて行っている状況でして、その際に囲い等が必要となってきますので、そのために木を切り出して利用するということもお考えのようです。もともと土建屋さんで、そういうノウハウも持っておられるようです。

坂田委員 農地として購入してくれるのであればよいが、採草放牧地ということな ので、何も手入れせずにほったらかしで放牧地だと言われるのではという懸 念があるように思う。その辺どういう判断のもとに現地調査をしたのか。

議 長 事務局。

事 務 局 申請者本人にも意思確認をして、採草放牧地としての利用ということでしたので、そういった観点から現地調査を行いました。採草放牧地というのは、登記簿上の地目としては存在せず、あくまで農地法上の農地用語であり、地目は田や畑となっている土地ですが、今回は通常の田や畑といった利用は考えていない。あくまで採草放牧地という利用であると本人から伺っております。

坂田委員 牧草の種まいて肥料をやれば農地である、採草放牧地というのはリョク ヒとして使うのが採草放牧地である、というのを解説書で見ました。何もせ ずに採草放牧地としてほったらかしにされて、周辺の農地に迷惑がかかるよ うなことはないだろうかと懸念する。

事 務 局 農地という括りの中に、田・畑・採草放牧地というのがありますので、 農地か農地でないのかという抑えではないと思います。 周辺に迷惑が掛からないかという事につきましては、現地調査を行った中では、周辺も全体的に荒地となっており、当該地だけが他に迷惑を掛けるようなことはないと考えられます。むしろ木を切り出したりと少しでも手入れすることによって、管理が進むのではないかと思います。

議 長 22番、吉井委員。

吉 井 委 員 先程事務局が言いました、農地の中に採草放牧地があるということですが、解説書では、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養蓄の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。と書いてあります。ですので、農地と採草放牧地は別です。

事 務 局 不勉強ですいません、撤回します。ただ先程も言いましたように、採草 放牧地という地目はありませんので、地目は田なり畑なりであるけれども、 利用がそういった内容であれば採草放牧地として、農地法上位置づけられるという話で、今回はそういう申請であるということです。

中村委員 この後の議案も全てそうですが、全て採草放牧地ということですよね。 地権者は、財産を処分したいということだと思います。引き受けてくれないかということで。本当に申請者が採草放牧地として利用するつもりであれば、あっちこっちの場所でなく、まとまった場所を購入するはずです。 能率が悪いことをわざわざしないはずです。地権者から全部買ってくれよと言われただけのように思います。

議 長 事務局。

事 務 局 申請者からは採草放牧地としての申請があがってきていますので、その 辺は委員の皆さんでご議論頂いて、許可を下す下さないを判断して頂けれ ば良いと思います。

議 長 先程現地調査委員からも、今言われたような内容の報告がありました。 3条申請の原則は、耕作するからということです。その辺の事情というの を含めてどのように判断していくのか。

吉 井 委 員 去年も同じような案件があったと思います。一括購入してほしいという ことで申請が出て来て、許可した経緯があります。これも同じで許可してい

くしか仕方がないのかなと思います。

議 長 他に質疑及び意見等ありませんか。

3条申請ということで、もちろん耕作しますという前提に立っているわけですが、先程の吉井委員の意見や現地調査委員の報告でもありましたように、なかなか耕作が難しい土地であっても、ついでに一緒に買ってほしいという事情もあります。過去にもそういった事例がございました。地権者が高齢化した、あるいは他府県や外国へ行ってしまうといった事情においては、どこの誰の土地かも分からないようなことになっても困るという考えも有ります。そういったことも含めまして、皆さんに御意見を求めたいと思います。

18番、西委員。

西 委 員 前回3条申請で許可をもらった土地はどうなっていますか。

尾 鷲 委 員 一部分ですが、囲いをして牛を離して、という形で使えるところは有効 利用しています。

坂田委員 農地として買うということであれば良いが、採草放牧地ということでこん なに広い面積で筆数のところは今までこんな前例なかったので、本当に許可 して良いのかどうか。農地であれば耕作してないという事で指導できるかも しれないが、採草放牧地でも言えるのかどうか。他の人も皆、耕作せずに採 草放牧地ということであれば申請できるということになっていかないか。

議 長 難しい判断かも分かりませんが、今回の場合は、一応小規模ではありますが、牛舎があって牛もあって畜産経営の実態があります。それほど大規模に手が及んでいるかどうかというところがあるんだろうと思いますけれども。牛も飼っていないのに採草放牧地だ、ということであったらこれはもうダメということになるかと思いますが、小規模ながら畜産の実態があり、今後広げていこうという段階であるので、認めていっても良いのではないかというふうにも思いますが、どうでしょうか。

竹田委員 14番。

議 長 14番、竹田委員。

竹田委員 譲受人は22号、23号、24号の議案で全て同じ人ですよね。現在の所有者は、この申請者に全て一括して購入してくれよということだと思うんです。そうしたときに、その地権者の3人は、管理もできずに持てあましているという実態があるから買ってくれと言っているだと思います。そして申請者は全て引き受けて買いますという意思があって、小規模ながら牛も買って畜産をやっているという実態もある。現実問題として、農地法上の農地の管理という観点から見ても、今よりは改善されるのではないか。そうすると、これはもう認めなければ仕方が無い。農地を買ってそのまま何もしないというわけではなくて、現地調査委員が言われたように利用できるところは利用しているという実態を見れば、全部持っている土地を面倒見てよということなんで、どうしても利用できていない土地があったとしても仕方が無いと思う。現状において、そのように広大な農地を持って管理不足に陥っている農家もたくさんある。

議 長 他にございませんか。

意見が出尽くしたようでありますので、ここでお諮りを致します。本案については原案通り承認可決することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。 議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし ます。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

尾鷲委員 4番、尾鷲です。

議 長 4番、尾鷲委員。

尾 鷲 委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに 現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませ んか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮り をします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。 議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし ます。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

尾鷲委員 4番、尾鷲です。

議 長 4番、尾鷲委員。

尾 鷲 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに 現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませ んか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。それではお諮り をします。本案については、原案通り承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。 以上を持ちまして、本日予定しておりました議案は全て終了しました。 続きまして、その他に入ります。事務局よろしくお願いします。 その他の項目において、事務局及び岡田会長から 10月に開催される研修会について説明を行う。

議 長 以上を持ちまして、本日の会議を終了致します。ありがとうございました。

14時50分 定例会終了